

# 岐阜県土地開発公社保有地 一般競争入札募集要領

入札参加申込期間 令和 6 年 12 月 16 日(月)から

令和 7 年 1 月 17 日(金)まで

入札保証金納付期限 令和 7 年 1 月 24 日(金)

入 札 日 令和 7 年 1 月 30 日(木)



**岐阜県土地開発公社**

(問い合わせ先)

企画開発部 用地課

電話 0584 - 81 - 8034

FAX 0584 - 81 - 8036

[https:// da.gifu-djr.or.jp](https://da.gifu-djr.or.jp)

## 《一般競争入札による概要》

●岐阜県土地開発公社保有地「一般競争入札募集要領」を併せてお読みください。

<p>令和6年12月16日(月)</p> <p>入札の公告 応募要領・申込書等の配布開始</p>	<p>① 入札の公告</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公社のホームページに掲載</li><li>・ 現地に公告看板を設置</li></ul>
<p>令和6年12月16日(月) ～令和7年1月17日(金)</p> <p>入札参加の申込受付期間</p>	<p>② 一般競争入札募集要領、申込書等の配布</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公社のホームページからダウンロード可能</li></ul> <p>③ 申込み</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 申込書、誓約書、住民票の写し(法人にあっては、登記簿謄本及び役員名簿)を提出</li><li>・ 郵送の場合は簡易書留で提出 (令和7年1月17日必着)</li></ul>
<p>令和7年1月17日(金) ～令和7年1月24日(金)</p> <p>入札保証金の納付期間</p>	<p>④ 入札保証金の納付</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定期限までに最低売却価格の10%を入札保証金として納付</li></ul>
<p>令和7年1月30日(木) 午前11時</p> <p>入札・開札・落札者決定</p>	<p>⑤ 入札</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公社会議室で実施</li><li>・ 申込者(共有の場合は代表者)またはその代理人が出席して直接入札</li></ul> <p>⑥ 開札・落札者決定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 入札者の前面で開札、落札者を決定</li><li>・ 同額の場合はくじにて決定</li></ul>
<p>令和7年2月12日(水) 午前11時</p> <p>売買契約の締結</p>	<p>⑦ 契約の締結</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 落札者は印鑑証明書を提出</li><li>・ 公社と落札者の間で落札決定日から2週間以内に契約を締結</li></ul>
<p>売買代金の支払い</p> <p>支払期限 令和7年2月26日(水)</p>	<p>⑧ 売買代金の支払</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 契約時に契約保証金として入札保証金を充当、残りを契約締結から15日以内に支払</li><li>・ 代金完納後、物件を引渡</li></ul>
<p>所有権の移転登記</p>	<p>⑨ 所有権の移転登記</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 登録免許税等所有権の移転にかかる費用は落札者が負担</li><li>・ 登記手続は公社が実施</li></ul>

**岐阜県土地開発公社保有地  
一般競争入札募集要領**

- 一般競争入札による岐阜県土地開発公社（以下「公社」という。）保有地の売却は、広く購入希望者に入札に参加いただき、最低売却価格以上で最も高い価格で入札された方を購入者に決定する方法で行います。
- 売却土地の購入を希望される方は、この要領をご承知のうえ、お申し込み下さい。

**1 入札物件**

(1) 入札物件は1件です。(4筆で1件です)

No.	土地の所在	地目	公簿面積	実測面積	最低売却価格	入札保証金
①	岐阜市下奈良3丁目2番4	雑種地	209 m <sup>2</sup>	210.82 m <sup>2</sup>	69,367,000 円	6,936,700 円
	岐阜市下奈良3丁目2番5	雑種地	608 m <sup>2</sup>	612.73 m <sup>2</sup>		
	岐阜市下奈良3丁目2番8	宅地	246.00 m <sup>2</sup>	246.01 m <sup>2</sup>		
	岐阜市下奈良3丁目2番9	宅地	84.58 m <sup>2</sup>	84.64 m <sup>2</sup>		
		合計	1147.58 m <sup>2</sup>	1154.20 m <sup>2</sup>		

(2) 入札物件の確認について

- ① 現地説明は行いませんので、入札に参加しようとされる方は、参加申込を行う前に必ず入札参加者において、別紙1「物件調書」を参考に現地及び利用等に係る諸規制について調査確認を行って下さい。  
**※入札物件はすべて現況引き渡しです。(図面と現況が相違している場合、現況が優先します。)**

(3) 留意事項

- ① 隣接地との境界は確定済みです。
- ② 入札及び売買契約は実測面積で行います。
- ③ 所有権移転登記については登記簿面積で行います。

**2 入札参加資格**

- 入札には、個人、法人を問わず参加していただけます。
- 申込をされた方が、入札参加者となり、落札された場合、購入者となります。
- 2人以上の共有名義で参加することもできます。  
**※ 単独で申し込んだ方が共有名義にて契約することはできません。**

**※ただし、次に該当される方は、入札に参加することはできません。**

- (1) 次のいずれかに該当する者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者）
  - ① 入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実が判明した日から3年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者（地方自治法施行令167条の4第2項の規定に該当すると認められる者）
  - ① 公社との契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 公社が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が公社と契約を締結すること又は公社と契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 公社が実施する地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなく公社との契約を履行しなかった者

- ⑥ 公社との契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - ⑦ 上記①～⑥の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次の①から⑨までのいずれかに該当する者
- ① 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ② 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
  - ③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められる個人又は法人等
  - ④ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められる個人又は法人等
  - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる個人又は法人等
  - ⑥ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる個人又は法人等
  - ⑦ 役員等がその理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる個人又は法人等
  - ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用してしていると認められる個人又は法人等
  - ⑨ ②から⑧までのいずれかに該当する者を下請契約業務の再委託契約、資材等の購入契約等の相手方とし（⑧に該当する場合を除く。）、公社が当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わない個人又は法人等
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員

### 3 入札参加申込みの受付

入札参加申込みの受付期間及び受付場所は、次のとおりです。

- ① 受付期間      令和6年12月16日（月）～令和7年1月17日（金）  
午前9時30分から午後4時00分まで  
（但し、正午～午後1時を除く。）  
※土曜日、日曜日及び祝祭日は受付を行いません。
- ② 受付場所      〒503-0807 大垣市今宿6丁目52番地18  
（郵送先）      ワークショップ24 6階  
岐阜県土地開発公社 企画開発部 用地課

### 4 入札参加申込の方法等

#### (1) 申込方法

- ① 公社の窓口で一般競争入札の参加申込をされる方は、一般競争入札参加申込書（様式1）及び誓約書（様式2）に必要事項を記入・押印のうえ、添付書類と併せて、企画開発部 用地課へ持参してください。
- ② 郵送される場合は、簡易書留で郵送して下さい。  
※令和7年1月17日（金）必着 電話、FAX、電子メールによる申込はできません。

## 【提出書類】

### ① 一般競争入札参加申込書（様式 1） 1 部

※ 1 共有により取得を希望される場合は、申込書に各々の共有持分割合を明記の上、共有予定者全員の連名で申込みをしてください。

※ 2 共有で申し込まれる場合は、代表者（共有予定者を代表して、この入札に関する一切の事務を行っていただける方）を選任して下さい。

### ② 添付書類各 1 部（※各証明書は発行後 3 ヶ月以内のものを添付してください。）

区 分	添 付 書 類
個 人	誓約書（様式 2）、住民票の写し
法 人	誓約書（様式 2）、法人登記簿謄本、法人役員名簿（様式 3）
共 有	誓約書（様式 2）、全員の住民票の写し（法人の場合は登記簿謄本）、法人の場合は法人役員名簿（様式 3）

※提出された書類は、お返しいたしません。

## (2) 物件の確認について

入札参加者において、必ず現地をご確認ください。「物件調書」は、入札に参加しようとする方が物件の概要を把握するための資料ですので、参加申込を行う前に、必ず入札参加者自身において、現地及び利用等に関する諸規制についての調査確認を行って下さい。

**※物件は、現況のままです。 (図面と現況が相違している場合、現況が優先します。)**

- ・電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸等地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切公社では行いません。
- ・上下水道、電気及び都市ガス等供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、公社では補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せの上、各自で対応してください。
- ・物件内にある動産やゴミの撤去は、公社では行いません。
- ・地下埋設物、地盤及び土壌に関する調査、電波障害の調査並びに建物のアスベスト含有調査は、特に明記されていない限り行っておりません。
- ・越境物の処理については、公社は関与しませんので、相隣関係で話し合ってくださいこととなります（契約後に判明した場合も同様です。）。

## (3) 入札保証金の納付

この入札に参加するためには、4 の (1) により一般競争入札参加申込書及び添付書類を提出していただくとともに、以下の方法により、事前に入札保証金を納付する必要があります。

### ① 保証金の額

入札価格にかかわらず、最低売却価格の 10% の定額とします。

**入札保証金額：6,936,700円**

### ② 保証金の納付方法及び納付期限

公社が指定する口座に電信扱いで、**令和 7 年 1 月 2 4 日（金）**までに納付して下さい。

※入札当日は、金融機関で発行される振込みを証する書類等（例：振込金受取書）の原本を持参して下さい。（持参しない場合は入札の参加ができませんのでご注意ください。）

※共有により申し込まれた方は、代表の方が共有予定者を代表して入札保証金を納付して下さい。

※振込手数料は入札参加者の負担となります。

### ③ 入札保証金の返還等

【落札者】

入札保証金については、契約締結までの間は締結確保のため引き続き契約保証金として公社

で保有し、売買代金へ充当します。

【落札者以外の方】

入札終了後、原則として2週間以内に、一般競争入札参加申込書に記載された口座へ振込みにより返還します。

④ 注意事項

- ・落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として2週間以内に売買契約を締結しないときは、落札は無効となります。落札者が納付した入札保証金は公社に帰属することとなり、返還しません。
- ・入札保証金は、その受入期間については利息を付けません。

## 5 入札の日時等

- (1) 日 時 令和7年1月30日(木) 午前11時00分
- (2) 場 所 岐阜県土地開発公社会議室 (大垣市今宿6丁目52番地18 ワークショップ 24 6階)
- (3) 入札の受付は、入札開始15分前から行います。また、一度会場に入場されますと、入札終了までは退場できません。会場内では、私語、携帯電話等による会場外との連絡はできません。
- (4) 入札へは、申込者又は代理人が必ず出席してください。代理人によって入札する場合は、委任状を提出してください。なお入札会場への入室は1名といたします。共有で申し込まれる方についても入室は代表者1名のみとします。
- (5) 入札終了後、落札者に契約に関する説明を行います。申込者又は代理人が必ず出席してください。

## 6 入札日の持参物等

- (1) 入札書(様式4)
- (2) 委任状(様式5)  
入札参加申込書の申込者本人(共有名義で申込の場合は代表者本人)が入札に参加される場合は不要です。  
法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合には、委任者(申込者)の印鑑証明書を添付した委任状を持参してください。
- (3) 印鑑  
入札申込書に押印したご本人の印鑑を持参してください。  
ただし、代理人が入札される場合には、ご本人(委任者)の印鑑は必要ありませんが、代理人は委任状に押印したご自分の印鑑を持参してください。
- (4) 身分証明書(ご本人又は委任を受けた者と証明できるもの 例:運転免許証)
- (5) 振込を証する書類(入札保証金を納付したことが確認できるもの 例:振込金受取書)

## 7 入札にあたっての注意事項

- (1) 入札参加者は、本要領及び物件の現況を熟覧の上、入札してください。
- (2) 現物と公告物件の面積が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- (3) 入札者が代理人である場合には、入札前に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理人を兼ねることはできません。
- (4) 入札書には、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印(代理人の場合は、入札参加申込書の申込者の住所及び氏名並びに代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を使用)のうえ、封かんし、入札者の氏名(代理人の場合は、代理人の氏名)を明記して、提出してください。
- (5) 入札書へ金額の記入は、所定の欄に算用数字(0、1、2、3…)を使用してください。  
ケタ数には十分ご注意ください。
- (6) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、又は撤回をすることができません。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。
  - ① 入札に参加する資格を有しない者がした入札
  - ② 委任状を持参しない代理人がした入札
  - ③ 所定の入札書によらない入札
  - ④ 代理人が2人以上の者の代理をした場合

- ⑤ 入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合
- ⑥ 入札保証金が所定の額に満たない場合
- ⑦ 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- ⑧ 記名押印を欠いた入札書による入札
- ⑨ 必要な記載事項を確認できない入札
- ⑩ 入札金額を訂正した入札書による入札
- ⑪ 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し又は削除した場合にその箇所に押印のない入札
- ⑫ 郵送、ファクシミリ及び電子メールによる入札
- ⑬ 著しい反社会的活動を行う等、明らかに公社未利用地の契約相手方として相応しくないことが判明した者の入札
- ⑭ その他入札に関する条件に違反した入札

## 8 入札の中止

- (1) 入札の実施が困難な特別な事情が生じた場合は、入札を中止又は延期する場合があります。
- (2) 入札を中止した場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、公社は補償の責めを負いません。

## 9 落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行います。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合には、入札に関係ない職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。
- (2) 開札した結果は、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を開札に立ち会った入札者にお知らせします。
- (3) 落札者は、次の方法により決定します。
  - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、公社が定めた最低売却価格以上で、かつ、最高の金額をもって入札した者を落札者とします。
  - ② 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係のない職員にくじを引かせます。くじを引くことを辞退することはできません。
- (4) 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

## 10 売買契約の締結等

- (1) 契約の締結
 

落札者は、落札決定の翌日から原則として2週間以内に公社と売買契約を締結しなければなりません。

上記期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は公社に帰属し、お返ししません。

※売買契約は、「落札者」名義で締結することとなります。

共有名義で参加した場合は、「共有者全員」の名義で締結することとなります。
- (2) 売買契約書（公社保管用1部）に貼付する収入印紙は、落札者負担となります。
- (3) 契約を締結する際、個人の場合には、印鑑（印鑑登録済みのもの）及び住民票謄本（発行日から3カ月以内のもの）、法人の場合には、印鑑（印鑑登録済みの代表者印）、定款又は寄付行為の写し及び法人登記簿謄本が必要となります。但し、入札参加申込み時に提出していただいた書類が使用できる場合は、改めて提出する必要はありません。

## 11 契約保証金

契約締結の際、契約保証金として入札保証金の全額を充当します。  
この契約保証金については、その受入期間について利息を付けません。

## 12 契約上の主な特約

売却物件の売買契約には、次の特約を付します。

- (1) 契約締結の日から5年間は、売買物件を風俗営業等の業務の用に使用することを禁止します（転売、

貸付け等を含みます。)

※「風俗営業等」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務をいいます。

(2) 落札者は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供してはなりません(転売、貸付け等を含みます。)

(3) 実地調査等

上記(1)、(2)の条件の遵守状況を確認するために、随時、土地の利用状況について実地調査することがあります。

(4) 違約金

落札者が上記(1)、(2)の条件に違反した場合及び(3)について正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合は、売買代金の100分の30の違約金を支払わなければなりません。

(5) 契約不適合責任

契約締結後、売買物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売買物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。

ただし、落札者は、この契約が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第3項に規定する「消費者契約」に該当する場合は、この契約締結後において、売買物件の引渡しの日から2年間に限り、当該物件の種類又は品質に関して契約に適合しないものがあり、この契約を締結した目的を達せられない場合には契約の解除を、その他の場合には公社に対し履行の追完、売買代金の減額又は損害賠償の請求をすることができます。なお、公社の責任の範囲(賠償額)は、売買代金の額を限度とします。

### 13 売買代金の支払

契約締結の日から15日以内に、落札金額から契約保証金(入札保証金の金額を充当)を控除した残金を、公社が発行する請求書により納付して下さい。

契約締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金として公社に帰属することとなり、返還しません。

### 14 所有権の移転等

(1) 売買代金が完納された時に所有権を移転し、物件を現況のまま引き渡します(現地での引き渡しは行いません。)。立木伐採、工作物の補修等には応じられません(図面等と現況が相違している場合、現況が優先します。)

(2) 所有権の移転登記は、売買代金が完納されたことを確認した後に、公社が管轄法務局に対して行います。

(3) 売買契約書(公社保管用のもの一部)に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等契約に必要な一切の費用は、落札者の負担となりますので、公社が指定する口座へ期限内に振り込んで下さい。

(4) 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。

(5) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

(6) 所有権移転登記は、登記簿数量で行います。

### 15 入札結果の公表

物件の所有権の移転後、公社のホームページにおいて、物件の所在地、登記地目、面積、契約年月日、契約金額、契約者の名称を公表します。個人の場合、契約者の名称は「個人」と公表します。

### 16 その他の注意事項

(1) 不正の申込みがあった場合は、その申込みは無効となります。

(2) 物件の引渡しは現況のままで行いますので、各自で必ず現地を確認してください。なお、物件には看板が設置されています。



- (3) 現地を確認されるときは、周辺の迷惑にならないように注意してください。また、足元が悪い場合がありますので、注意してください。
- (4) 土地の利用や建物を建築するに当たっては、建築基準法や所在自治体の条例等により指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (5) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、公社の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者が負担します。
- (6) 落札者が売買契約に定める義務を履行しないために、公社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (7) 売買物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。
- (8) 物件の前面にゴミ集積所等がある場合、これらの移動等については、ご本人が自治会等と話し合いをしていただくことが必要になります。
- (9) 越境物の処理については、公社は関与しませんので、相隣関係で話し合ってくださいになります。契約後に判明した場合も同様です。

## 17 個人情報について

入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、入札事務にのみ使用します。

**【問い合わせ先】**

〒503-0807

岐阜県大垣市今宿六丁目52番地18 ワークショップ6階

岐阜県土地開発公社 企画開発部 用地課

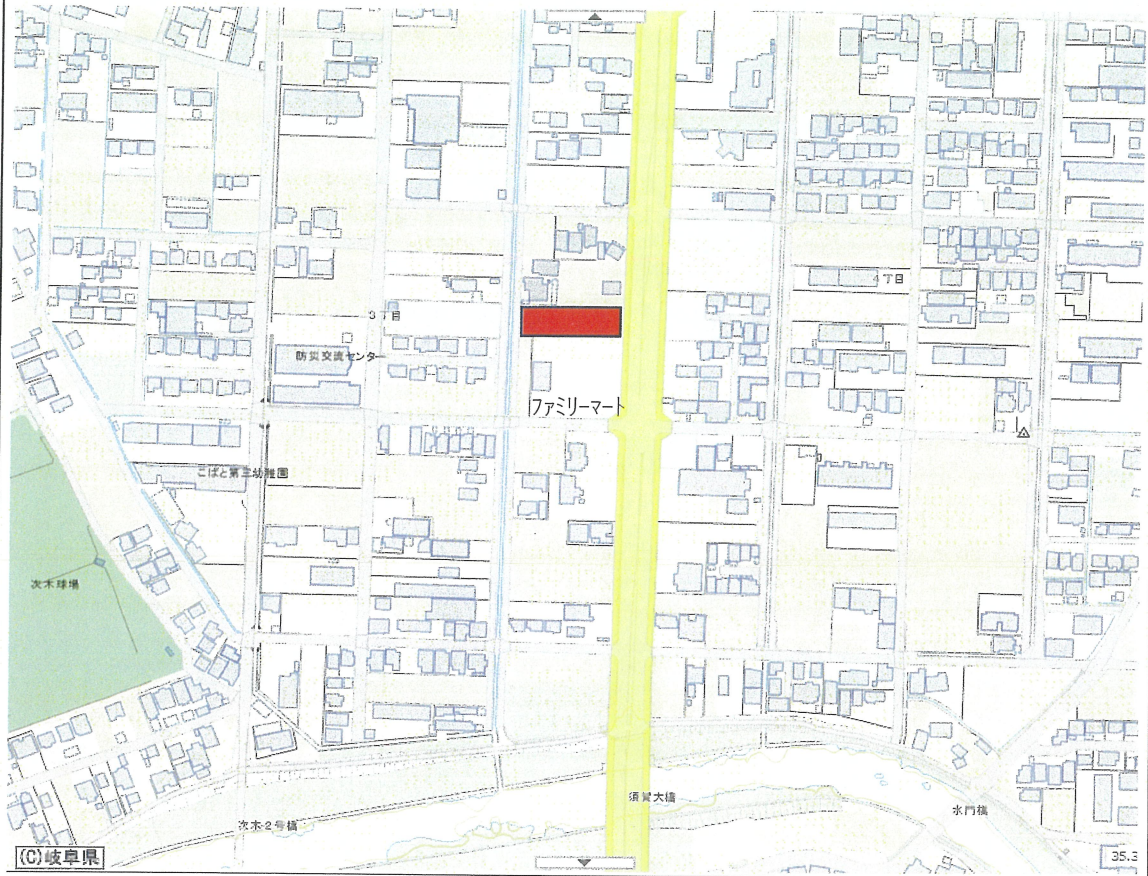
TEL 0584-81-8034

FAX 0584-81-8036

## 物 件 調 書

所在地番		① 岐阜市下奈良3丁目2番4, 2番5 ② 岐阜市下奈良3丁目2番8, 2番9					
地 目	登 記	①雑種地②宅地	面	登 記	1,147.58 m <sup>2</sup> (4筆の合計)		
	現 況	雑種地	積	実 測	1,154.20 m <sup>2</sup>		
境界標		一部欠落					
接面道路		東側 幅員 25m 西側 幅員 3m 道路面に対する高低差： なし					
接面水路等		有 り (東側に接面)					
法よ 令る 等制 に限	都市計画法等		市街化 区域		地区計画	□有 ■無	
			用途地域	準住居 地域			
			建ぺい率	60%	容 積 率	200%	
			そ の 他	都市計画道路3.3.19「岐阜大須線」			
供給処理施設 の 状 況		電 気	接面道路に配線あり。				
		ガ ス	都市ガス：接面道路に配管あり。				
		上 水 道	接面道路に配管あり。				
		下 水 道	接面道路に配管あり。				
公共交通機関 (物件からの道路距離)		バ ス	岐阜バス OKBふれあい会館前停留所 約600m				
		鉄 道	JR東海道本線 西岐阜駅の南方約2.6km				
最 寄 り の 公 共 機 関 (物件からの道路距離)		市役所(事務所)	南部西 約3km	幼・保育園	こばと第3幼稚園 約300m		
		小 学 校	市橋小 約2km	郵 便 局	岐阜県庁内 約1.5km		
		中 学 校	精華中 約3.2km	総合病院	岐阜市民病院 約4.4km		
(参考事項)							
北側に民家が隣接している。							
現地は、アスファルト舗装部分と未舗装部分が混在している。							
敷地内にはフェンス及び看板等が設置されているが、現状での引渡となる。							

### 案 内 図



### 地 形 図

2-3	2-19	
2-9	2-4	130
2-8	2-5	129
2-20	2-6	128

## 一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

岐阜県土地開発公社  
理事長 崎浦 良典 様

岐阜県土地開発公社が売却する下記物件を買い受けたいので、一般競争入札に参加を申し込みます。

## 1 申込者（共有の場合は、申込者を代表者と読み替えます。）

申 込 者	住 所	〒	持分割合
	ふりがな		/
	氏 名		
	連絡先		

## 2 共有者

共 有	住 所	〒	持分割合
	ふりがな		/
者	氏 名		
	住 所	〒	持分割合
	ふりがな		/
	氏 名		

※共有名義で申し込まれる場合、

- ・申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方
- ・共有者の欄に、申込者を除く他の共有者

の住所・氏名・持分割合等をそれぞれ記入してください。

## 3 申込物件

土 地 の 所 在 地
岐阜県岐阜市下奈良三丁目2番4, 2番5, 2番8, 2番9 (計4筆)

【添付書類】 住民票の写し（法人にあっては、商業又は法人登記簿謄本）、誓約書（様式2）、法人役員名簿（法人の場合に限る。）（様式3） 各1通（※添付書類は、共有の場合は全員分必要です。）

（2/2 ページにも記入をお願いします。）

## 入札保証金に関する約定書

入札により売却する物件

土地の所在地
岐阜県岐阜市下奈良三丁目2番4, 2番5, 2番8, 2番9 (計4筆)

入札保証金                      金6,936,700円

上記金額、岐阜県土地開発公社に納付し、入札に加わります。  
 落札者となっても契約を締結しないときには、入札保証金を没収されても異議ありません。  
 上記約定します。

納付者 住 所

氏 名

印

(共有名義での申込みの場合は、代表して保証金を納付する方(代表者)の住所、氏名を記入してください。)

## 入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

返還事由が生じた場合においては、入札物件に係る入札保証金(金6,936,700円)の返還を請求します。

なお、返還する際には、下記の口座へ返還してください。

入札保証金の返還請求者	住 所			
	ふりがな			
	氏 名			
振込先金融機関	金融機関名			
	本・支店名			
	預金種目	普通・当座	口座番号	
	ふりがな 口座名義人			

# 誓 約 書

令和 年 月 日

岐阜県土地開発公社  
理事長 崎浦 良典 様

申込者 住 所

氏 名

印

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、法人名  
及び代表者の氏名を記載してください。

このたび、岐阜県土地開発公社の一般競争入札の参加申込みに当たり、下記の事項に相違ない旨確約のうえ、貴公社における入札、契約等に係る諸規程を厳守し、公正な入札をいたします。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴公社が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

また、下記2について、貴公社が岐阜県警察本部に照会することについて承諾するとともに、照会で確認された情報は、今後、私（当社）が貴公社と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

## 記

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者ではありません。
- 2 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び次のアからケまでのいずれかに該当する者ではありません。
  - ア 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - イ 役員等(法人にあつては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))をいう。以下同じ。)を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる個人又は法人その他の団体(以下「法人等」という。)
  - ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められる個人又は法人等
  - エ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められる個人又は法人等
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる個人又は法人等
  - カ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる個人又は法人等
  - キ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる個人又は法人等
  - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用してしていると認められる個人又は法人等
  - ケ イからクまでのいずれかに該当する者を下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等の相手方とし(クに該当する場合を除く。)、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わない個人又は法人等
- 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者ではありません。

法人役員名簿

法人名			
役職名	住所	ふりがな	生年月日
		氏名	

上記記載事項に相違ありません。

令和 年 月 日

所在地

名称及び  
代表者氏名

印

※提出日現在の状況を記入してください。

入 札 書

¥ \_\_\_\_\_ 円

入札により売却する物件

土 地 の 所 在 地
岐阜県岐阜市下奈良三丁目 2 番 4, 2 番 5, 2 番 8, 2 番 9 (計 4 筆)

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

※代理人が入札する場合は、入札参加申込書の申込者の住所及び氏名  
並びに代理人の氏名（代理人 ○○ ○○）をご記入ください。

※代理人の場合は、委任状の印鑑をご使用ください。

岐阜県土地開発公社  
理事長 崎浦 良典 様



## 委 任 状

代理人 住 所

氏 名

代理人使用印	印
--------	---

私は、上記の者を代理人と定め、下記の岐阜県土地開発公社の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

### 記

次の岐阜県土地開発公社の一般競争入札に関する一切の権限

土 地 の 所 在 地
岐阜県岐阜市下奈良三丁目2番4, 2番5, 2番8, 2番9 (計4筆)

令和 年 月 日

岐阜県土地開発公社  
理事長 崎浦 良典 様

委任者(申込人) 住 所

氏 名

印

※印鑑証明書の印をご使用ください。

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人名  
及び代表者の氏名を記載してください。

### 【添付書類】

委任者の印鑑証明書 1通

# 入札心得

1. 入札執行については、係員の指示に従ってください。
2. 入札書は封筒に入れて、提出してください。
3. 代理人による入札の場合は、委任状を提出し受任者名で入札してください。
4. 入札時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。
5. 次の入札は無効とします。
  - (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
  - (2) 一の入札について同一の入札者がした二以上の入札
  - (3) 入札者の記名・押印のない入札
  - (4) 金額その他重要事項の記載が不明確な入札  
(金額の訂正は認められません)
  - (5) その他入札に関する条件に違反した場合
6. 提出済みの入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
7. 入札の際の委任状・入札書は、指定の様式を使用してください。